

愛知県「失業なき労働移動」推進プラットフォームの
傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県「失業なき労働移動」推進プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という）の傍聴にかかる手続、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 プラットフォームにおける傍聴人の定員は、プラットフォーム開催の都度、決定する。

(傍聴申込み及び傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望する者は、プラットフォーム傍聴申込書（様式1）により、事前に申し込むものとする。

なお、希望者多数の場合は抽選で決定する。

(傍聴証等の交付)

第4条 傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）及び配付資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を持参して、プラットフォーム開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって愛知県労働局就業促進課及び愛知労働局職業安定部職業安定課（以下、「プラットフォーム事務局」という）が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びスマートフォンについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。

- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではない。

(プラットフォーム事務局の指示)

第8条 プラットフォーム事務局は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又はリーダーの指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第9条 報道関係者は、第1条、第2条及び第3条の規定に関わらず、プラットフォームを傍聴することができる。

(附 則)

この要領は、令和3年3月2日から施行する。

(様式1)

プラットフォーム傍聴申込書

令和 年 月 日

愛知県「失業なき労働移動」推進プラットフォーム事務局殿

令和 年 月 日に開催されます、貴プラットフォームの傍聴を申し込みます。

住 所

氏 名

年 齢

連絡先

(様式2)

愛知県「失業なき労働移動」推進プラットフォーム傍聴証

令和 年 月 日限

傍聴人氏名.....

傍 聴 人 心 得

プラットフォームの傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証は必ずお持ちください。
なお、傍聴を終えた時は、プラットフォーム事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話及びスマートフォンについては、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的
行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、プラットフォームを妨げるような行為をしないよ
うにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあ
ります。